

## 増築等における既存建築物の法適合性に係る表示方法等について

長崎県建築主事会議

平成27年10月30日

本取扱いは、既存建築物がある敷地内で増築又は改築（以下、「増築等」という。）をする場合の確認申請書（以下、「申請書」という。）において、申請書作成に係る負担の軽減及び申請書の審査の円滑化に資することを目的として作成したものです。

申請書の作成において、既存建築物の適合性（既存不適格含む）を調査・整理する作業は非常に煩雑であります。その作業の手助けとなるよう建築基準法施行規則第1条の3及び各行政庁の細則に規定した申請書に添付する図書等を補完し、既存建築物の法適合性の表示方法等について整理したものです。

また、本取扱いは国住指第2153号（平成21年9月1日）「既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請の手続きの円滑化について（技術的助言）」をもとに、長崎県内の特定行政庁、限定特定行政庁（以下、「特定行政庁等」という。）及び指定確認検査機関にて県内統一の取扱いとして実施するものです。

今後、既存建築物がある敷地内での計画については、下記の「取扱い要領」及び別添の「既存建築物の適合性表示方法等」に基づき添付図書を作成することで各業務の円滑化に資することを期待しています。

### 記

#### （取扱い要領）

- ・別添「既存建築物の適合性表示方法等」をもとに添付図書を作成願います。
- ・本取扱いは定型的なものを想定して整理していますので、別途、特定行政庁等及び指定確認検査機関が審査のために必要とするものを求めることがあります。
- ・本取扱いにより作成されれば、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」（H22.3）等に掲載された「既存不適格調書」「現況の調査書」の添付は不要です。
- ・各調書への記載内容が図面に明記されれば、各資料（各調書、資料等）の添付は省略することができます。
- ・本取扱いは、指定確認検査機関が確認する場合にも適用されますが、既存建築物の状況により、別途確認申請前に特定行政庁等での処理が必要となる場合もあります。
- ・本取扱いに係る調査を建築士が実施する場合は、それぞれの資格に応じた（建築士法第3条～第3条の3に定める構造・規模）建築物について実施する必要があります。
- ・確認申請を伴わずに既存建築物の適合性を確認したい場合は、法第12条第5項による報告の活用が考えられます。所管の特定行政庁等にてご相談願います。
- ・特定行政庁等は、本取扱いによる記載事項を確認するため現地調査をする場合があります。この際、申請者は既存建築物等を調査可能な状態にする必要があります。